

◎新潟県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年2月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字百川字猫岩1421、大字仙納字大谷956
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅